



佐賀県公報

平成16年
11月5日
(金曜日)
第 12529号

あつた日の翌日からその効力を生ずる。

平成十六年十一月五日

佐賀県知事 古川

区域を変更する字の 名称	同 上 に 編 入 す る 区 域
大字栗並字九郎	大字大串字一本杉一二二四一、一二二四三、一二二五一及び一二二五二並びにこれらに伴う道路の区域
一九〇二三並びにこれらに伴う道路及び水路の区域	大字栗並字八龍一八九〇七、一八九六一、一八九八二、一八九八四、一八九九一、一九〇一、一九〇二、一九〇二二及び一九〇二三並びにこれらに伴う道路及び水路の区域

●佐賀県告示第六百七十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第二項の規定によ
り、相知町の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨、同町長から届出があつ
た。

平成十六年十一月五日

佐賀県知事 古川

区域を変更する字の 同 上 こ 編 入 す る 区 域

名利

中國地圖考略

卷之三

○告示

●佐賀県告示第六百七十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定によ

た。り、富士町の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨、同町長から届出があつ

右の処分は、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による換地処分の公告が

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特
定非営利活動法の認証の申請があつたので 同条第2項の規定により

(金) 5日 11月 16年 平成

関係書類は、平成16年12月15日までさが元気ひろば（県民総合相談・情報提供窓口）において縦覧に供する。

平成16年11月 5日

佐賀県知事 古川 康

1 申請のあった年月日

平成16年10月 15日

2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称 特定非営利活動法人ケアサポートまんねん
 (2) 代表者の氏名 加世堂 久
 (3) 主たる事務所の所在地
 佐賀県唐津市久里2042番地 2
 (4) 定款に記載された目的

この法人は、住み慣れた地域の中で高齢者や障害者等自らの力で日常生活を送ることが困難になり援助が必要な方やその家族に対して、地域に根ざしたサービスを行い精神的不安を取り除き、健やかに暮らせる地域づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

富士町長 山口雅久から土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、富士町営土地改良事業（基盤整備促進 農道整備）三田地区の工事が平成16年1月22日完了した旨届出があった。

富士町長 山口雅久から土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、富士町営土地改良事業（基盤整備促進 農道整備）上中村地区の工事が平成16年3月25日完了した旨届出があった。

佐賀県知事 古川 康

三日月町長 林 富佳から土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、三日月町営土地改良事業（基盤整備促進 用排水施設整備）樋口地区の工事が平成16年3月5日完了した旨届出があった。

富士町長 山口雅久から土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、富士町営土地改良事業（さが農業農村振興整備 区画整理）大串地区の工事が平成16年3月19日完了した旨届出があった。

平成16年11月 5日

佐賀県知事 古川 康

三日月町長 林 富佳から土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、三日月町営土地改良事業（基盤整備促進 用排水施設整備）樋口地区の工事が平成16年3月5日完了した旨届出があった。

佐賀県知事 古川 康

平成16年11月 5日

○ 教育委員会事項

佐賀県教育財産管理規則の一部を改正する規則を以て公布する。

平成十六年十一月五日

佐賀県教育委員会

委員長 杉 町 誠一郎

● 佐賀県教育委員会規則第十七号

佐賀県教育財産管理規則の一部を改正する規則

佐賀県教育財産管理規則(昭和四十一年佐賀県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第三条の表の第三条第一項の項及び第二条第二項の項中「部局」を「本部」に改め、同表の第五条第一項の項及び第五条第一項の項中「総務部長」を「主任」に改め、同表の第十八条の項中「部局」を「本部」に改め、同表の第三十一条第一項の項、第二十五条第一項の項、第二十五条の項、第二十七条の項、第二十八条の項及び第二十九条第一項の項中「総務部長」を「主任」に改める。

様式第五号の述を次のよう改める。

注 1 教育財産内居住許可申請書には、簡単な見取図を添付すること。

2 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

様式第八号及び様式第十ー号と述へし次のよう改める。

注 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成16年11月5日
取支等命令者

佐賀県警察本部会計課長 中 村 好 久

1 競争入札に付する事項

(1) 購入物品の名称及び数量

微物分析装置(X線マイクロアナライザー) 一式

(2) 購入物品の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成17年3月31日

(4) 納入場所

佐賀県佐賀市松原一丁目1番16号

佐賀県警察本部科学捜査研究所

2 入札参加資格及び条件

(1) 入札書の提出期限の時点で、物品の製造、修理又は購入に関する競争入札に参加することができる者の資格及び資格審査に関する規程(昭和41年佐賀県告示第129号)に基づく入札参加資格を有すること。

(2) 納入しようとする物品が(1)に示した物品であり、かつ、入札説明書に示した仕様を満たしていること。

3 入札手続等に関する事項

(1) 担当課

郵便番号 840-8540

佐賀県佐賀市松原一丁目1番16号

佐賀県警察本部会計課用度係

電話 0952-24-1111

FAX 0952-24-5972

次のとおり一般競争入札に付します。

○ 公放委員会事項

(2) 入札説明書の交付期限及び場所

公告日から平成16年12月1日17時15分まで

上記(1)の場所において交付する。

(3) 競争入札参加資格の確認

入札に参加しようとする者は、次に掲げる必要書類を平成16年12月1日17時15分までに、上記(1)の場所に提出し、警察本部の承認を得なければならぬ。提出された書類を審査のうえ入札参加資格を有すると認められたものに限り、入札参加者とする。

なお、提出された書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

- ア 納入しようとする機器のメーカー名、品名、型名等を記載した一覧表
- イ 納入しようとする機器の機能等を説明できる書類、カタログ等
- ウ 保守、点検、修理その他アフターサービスの対応を行うための連絡体制表

(4) 入札者の資格の喪失

入札者は、入札日時までにおいて、次の場合に該当することとなったときは、入札者の資格を失うものとする。

ア 入札者について、仮差押、仮処分、競売、破産、会社整理開始、会社更正手続開始、特別清算開始又は民事再生手続開始の申立てがなされたとき。

イ 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、入札者の業務遂行が困難と見込まれるとき。

ウ その他物品の納入が困難とみられる事由が発生したとき。

(5) 入札の日時及び場所

平成16年12月15日(水)13時30分

佐賀県警察本部別館3階小会議室

- (6) 入札方法等に関する事項
- ア 入札方法

入札は、本人又は代理人が行うものとする。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとする。

また、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札保証金

佐賀県財務規則第103条第2項第2号の規定により免除する。

ウ 契約保証金

佐賀県財務規則第115条第3項第3号の規定により免除する。

エ 落札者の決定方法

(7) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の範囲内で最低の価格をもつて申込みをしたものを契約の相手方とする。ただし、予定価格の範囲内で最低の価格をもつて申込みをしたもの当該申込みに係る価格では契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあつて著しく不適当であるときは、その者を落札者としないことがある。

(8) 落札となるべき同価の入札をした者が2以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。この場合において、当該入札者の中出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札執行事務に關係のない職員にくじを引かせるものとする。

(7) 入札の無効

次のいずれかに該当する者が行った入札は無効とする。

ア 入札参加資格のない者又は入札参加条件を満たさない者

イ 当該競争について不正行為を行った者
ウ 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

エ 1人で2以上の入札をした者
オ 代理人でその資格のないもの
カ 前各号に掲げるもののほか競争に関する条件に違反した者

4 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書作成の要否 要

(3) その他詳細なことについては、入札説明書による

(4) この調達契約は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

5 Summary

(1) The nature and quantity of the products or services to be procured : Electron Probe Micro-Analysis, 1 set

(2) Delivery period: March 31, 2005

(3) Delivery place: the place that will be appointed in "The Science Research Institute" 1-1-16 Matsubara, Saga-City, Saga, 840-8540 Japan

(4) Time limit for tender: 1:30 p.m. December 15, 2004 by direct delivery

(5) A contact point for the notice: Finance Section, Police Administration, Department Saga Prefectural Police Headquarters, 1-1-16 Matsubara, Saga-City, Saga, 840-8540 Japan;
Tel. 0952-24-1111 Fax. 0952-24-5972

申購
込読
料先

一か年二八、八〇〇円(送料共)
佐賀県経営支援本部総務法制課

発行者 平成十六年十一月五日印刷及び発行
佐賀県知事 古川康行

印 刷 所 発行定日 毎週月水金曜日
西 部 印 刷 企 画 (株) 日